

○群馬県警察職員提案要綱の制定について（例規通達）

平成24年9月28日群本例規第26号（総企）警察本部長

改正

平成27年3月群本例規第8号（総企）

令和5年11月10日群本例規第31号（務）

令和8年3月5日群本例規第5号（務）

警察職員一人一人の効果的な意見を組織として採り入れ、警察業務の各種施策に反映させる手段として、別添のとおり群馬県警察職員提案要綱を制定したので、効果的な活用を図られたい。

なお、群馬県警察職員提案要綱の制定について（平成11年群本例規第9号）及び群馬県警察職員提案要綱の運用について（平成11年3月18日付け群務第166号通達）は、廃止する。

別添

群馬県警察職員提案要綱

第1 目的

この要綱は、群馬県警察職員（以下「職員」という。）からの提案を警察業務に反映させ、活力に満ちた警察づくりを推進することを目的とする。

第2 職員の責務

職員は、常に警察業務の合理化、効率化、簡素化等についての意識を持ち、改善を要すると認めた場合は、積極的に提案を行うものとする。

第3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 職員提案 この要綱の規定により職員個人から提出される提案で、次の事項に該当するものをいう。
 - （1）事務の合理化に関する事項
 - （2）勤務制度に関する事項
 - （3）装備資機材、給与品及び貸与品に関する事項
 - （4）勤務環境に関する事項
 - （5）施設整備に関する事項
 - （6）市民応接に関する事項
 - （7）福利厚生に関する事項
 - （8）その他警察業務の改善に関する事項
- 2 所属内提案 職員提案のうち、所属内のみに係るものをいう。
- 3 本部提案 職員提案のうち、県警察全体又は複数の所属に係るものをいう。

第3の2 禁止事項等

- 1 職員は、職員個人ではなく所属又は複数人の意見として提案するものその他職員提案制度の趣旨にそぐわないものは、提案してはならない。
- 2 次に掲げる内容を含む提案は、職員提案の対象外とする。
 - （1）組織改正又は職員の配置換えを伴うもの
 - （2）職員個人又は組織の処遇に関するもの

第4 推進体制

1 総括提案責任者

- （1）警察本部（以下「本部」という。）に総括提案責任者を置き、警務部警務課長をもって充てる。
- （2）総括提案責任者は、職員提案を総括する。

2 提案責任者

- （1）各所属に提案責任者を置き、所属長をもって充てる。
- （2）提案責任者は、次の職務を行う。
 - ア 本部提案の審議及び採否の決定（以下「審議等」という。）に関すること（本部の提案責任者に限る。）。イ 所属内提案の総括に関すること。

3 提案担当者

- (1) 各所属に提案担当者を置き、本部にあっては次席（副校長及び部の附置機関の副隊長を含む。）、警察署にあっては警務課長をもって充てる。
- (2) 提案担当者は、提案責任者を補佐する。

4 所属内提案担当者

- (1) 各所属に所属内提案担当者を置き、本部にあっては警部又は警視の階級にある者（同相当職の警察行政職員を含む。）のうち提案担当者が指名する者、警察署にあっては課長をもって充てる。
- (2) 所属内提案担当者は、所属内提案の審議等を行う。

第5 本部提案

1 提案方法

職員は、本部提案をする場合は、G P - W A Nを使用して職員提案書（別記様式。以下「提案書」という。）を総括提案責任者に送信するものとする。この場合において、送信できない添付資料等があるときは、通送等により当該添付資料等を送付するものとする。

2 受理

- (1) 総括提案責任者は、職員から提案書が提出された場合は、次の事項を審査した上、受理又は不受理の決定をするものとする。
 - ア この要綱に基づく職員提案への妥当性
 - イ 所属内提案又は本部提案の別
- (2) 総括提案責任者は、職員から提出された提案書を不受理とした場合は、その旨を提案者に通知するものとする。この場合において、当該提案が所属内提案に該当すると認めたときは、提案者の意向を確認の上、当該提案者の所属に送付するものとする。

3 審議依頼

総括提案責任者は、本部提案を受理した場合は、当該本部提案に係る事務を所掌する提案責任者に提案書を送付し、審議等を依頼するものとする。

4 採否の決定

- (1) 提案責任者は、本部提案の送付を受けた場合は、当該提案について審議の上、次によりその採否の決定を行うものとする。
 - ア 採択 提案どおりに実施できるもの
 - イ 一部採択 提案どおりには実施できないが、提案の一部について実施できるもの
 - ウ 趣旨採択 直ちに実施できないが、提案の趣旨、考え方等は理解でき、種々検討を加え、近い将来採用実施していくもの
 - エ 参考 採択はできないが、提案内容は今後の改善上参考となるもの
 - オ 不採択 実施できないもの
 - カ 重複 過去において同様の提案がなされ、結論が出されているもの
 - キ 実施済 過去における同様の提案若しくはその他の理由により、提案に係る改善がなされているもの又は既に検討中のもの
- (2) 提案責任者は、本部提案の採否の決定に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 単に人員又は予算の不足を理由として不採択にするなどの措置を執ることなく、その内容の重要性、既存施策との優先順位等を十分に勘案すること。
 - イ 提案内容が複数の提案責任者に関係する場合は、相互の協議により採否の決定を行うこと。
 - ウ 必要に応じて、広く職員から意見を求め、又は特定の職員から意見を求めること。

5 部長承認

- (1) 提案責任者は、本部提案の採否の決定を行った場合は、主管の部長（サイバーセンター長及び警察学校長は、警務部長）の承認を受けた後、総括提案責任者及び警務部長の合議を受けるものとする。
- (2) 主管の部長の承認は、原則として、総括提案責任者が本部提案に係る審議等を依頼した日から起算して1か月以内に受けるものとする。

6 回答等

- (1) 提案責任者は、本部提案の採否の決定について主管の部長の承認並びに総括提案責任者及び警務部長の合議を受けた場合は、提案書により提案者に回答するとともに、提案書の写しを

総括提案責任者に送付するものとする。

- (2) 総括提案責任者は、本部提案の審議等の結果（提案者の氏名等を除く。）について、G P-WANを使用して全職員に周知するものとする。ただし、周知する必要がないと認められるものについては、この限りでない。

7 施策の推進

提案責任者は、採択等した本部提案については、その実施を推進しなければならない。

第6 所属内提案

- 1 職員は、所属内提案をする場合は、提案書を提案担当者に送付するものとする。
- 2 前記第5の2から6までの規定は、所属内提案の取扱いについて準用する。この場合において、次表左欄に掲げる字句については、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
総括提案責任者	提案担当者
本部提案	所属内提案
所属内提案	本部提案
当該提案者の所属	総括提案責任者
提案責任者	所属内提案担当者
主管の部長（サイバーセンター長及び警察学校長は、警務部長）の承認を受けた後、総括提案責任者及び警務部長の合議	提案責任者の承認
主管の部長の承認並びに総括提案責任者及び警務部長の合議	提案責任者の承認
全職員	所属内の全職員

- 3 この要綱に定めるもののほか、所属内提案に関し必要な事項は、提案責任者が別に定めるものとする。

第7 削除

第8 表彰

警察業務遂行上効果的な提案を行った職員については、群馬県警察の表彰取扱いに関する訓令（平成元年群馬県警察本部訓令甲第13号）により、表彰するものとする。

前 文（抄）（令和8年3月5日群本例規第5号（務））

令和8年3月17日から施行する。

別記様式省略